

中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和元年9月24日第26回中種子町農業委員会総会を中央公民館1階・小会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

永浜三津子・梶原誠・浦元隆一・杉浦重喜
上妻廣美・花野進・鳥居幸洋・石堂季男
鮫島安平・中崎和行・東道洋・濱脇嘉則

3. 欠席委員

なし

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第4条申請について

日程 第5 議案第3号 農地法第5条申請について

日程 第6 議案第4号 非農地証明について

日程 第7 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第8 承認第2号 農用地利用集積計画について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、第26回中種子町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日の出席委員は12名全員で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。ここからは座らせていただきます。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長にお願いをいたします。

(議長)座ったまま議事を進行させて頂きます。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1，会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、6番上妻委員、

7番花野委員を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1頁をお開き下さい。議案第1号、農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転3件、筆数16筆、面積32,827㎡、田15,380㎡、畑17,447㎡。計、件数3件、筆数16筆、面積32,827㎡、田15,380㎡、畑17,447㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。ご審議の程、宜しく願いいたします。

(議長)順位1について、担当調査委員の9番鳥居委員の説明をお願いします。

(9番委員)はい、9番鳥居です。議案第1号順位1について説明をいたします。去る9月12日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積2,969㎡です。譲渡人、住所 中種子町〇〇〇〇番地、〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が離農、譲受人が経営拡大となっております。場所につきましては、国道を〇〇方面から来まして、元〇〇〇〇前を右折します。1km程行くと〇〇の圃場整備の石碑に突き当たり、その左側の畑になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議の程を宜しく願いをいたします。

(議長)ご苦勞様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。次に順位2について、担当調査委員の3番浦元委員の説明をお願いします。

(3番委員) はい、3番浦元です。議案第1号順位2について説明いたします。去る9月13日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-12、地目畑、面積2,408㎡。同字、地番〇〇〇〇-13、地目田、面積1,453㎡。同字、地番〇〇〇〇-14、地目田、面積1,189㎡。同字、地番〇〇〇〇-16、地目田、面積928㎡。同字、地番〇〇〇〇-17、地目田、面積964㎡。同字、地番〇〇〇〇-18、地目田、面積1,372㎡。同字、地番〇〇〇〇-21、地目田、面積2,158㎡。同字、地番〇〇〇〇-22、地目田、面積1,083㎡。同字、地番〇〇〇〇-25、地目畑、面積1,342㎡。同字、地番〇〇〇〇-2、地目田、面積4,042㎡です。譲渡人、住所 中種子町〇〇〇〇〇番地、〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇番地3、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡大となっております。場所については、広域農道の〇〇〇〇の十文字から〇〇〇〇さんの住宅に向かって約100m行った所に、左側へと入る農道があります。その農道を約200m行った所の、田浦の方まで広がるまとまった農地一帯になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議の程、宜しく願いいたします。

(議長) ご苦勞様でした。事務局からの補足説明はありますか。

(事務局) ありません。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。次に順位3について、担当調査委員の12番中崎委員の説明をお願いします。

(12番委員) はい、12番中崎です。議案第1号順位3について説明いたします。去る9月15日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-59、地目田、面積2,191㎡。

同大字，字〇〇〇，地番〇〇〇〇－２８，地目畑，面積〇〇〇〇㎡。同字，地番〇〇〇〇－３０，地目畑，面積２，１４９㎡。同大字，字〇〇〇，地番〇〇〇，地目畑，面積１，５５７㎡。同字，番地〇〇〇〇，地目畑，面積３，６３４㎡です。譲渡人，住所 中種子町〇〇〇〇〇番地５２，〇〇〇〇さん。譲受人，住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地１４，〇〇〇〇さん。申請理由は，譲渡人が贈与，譲受人が受贈となっております。譲受人は〇〇〇〇さんの長男です。場所については，字〇〇〇〇の田は〇〇〇集落の神社から〇〇〇に向かって右側に入り，３００ｍ程進んだ右側になります。次の字〇〇〇，地番〇〇〇－２８と地番〇〇〇－３０は，〇〇〇集落の公民館を過ぎて十文字になった所に，元〇〇〇〇〇〇があります。そこを〇〇へ向かって４００ｍ程行った所に，〇〇〇〇さんの自宅があります。自宅周り，その隣の畑になります。次に字〇〇〇の地番〇〇〇〇と地番〇〇〇〇は，中線を〇〇集落から〇〇に向かって行くと，〇〇〇〇さんの自宅があります。その手前を右に３００ｍ程入った所の右側の畑になります。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程，宜しく願いいたします。

(議長)ご苦勞様でした。事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第１号順位１から順位３については許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。従って，議案第１号「農地法第３条申請について」の所有権移転３件については，許可することに決定しました。

次に，日程第４，議案第２号「農地法第４条申請について」を議題とします。本案について，事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい，事務局です。６頁をお開き下さい。議案第２号，農地法第４条申請の順位１について説明いたします。申請人 〇〇〇〇

さん。住所 ○○○○○番地2。申請地，大字○○，字○○○，地番○○○番3，地目畑，地積○○○㎡のうち○○○㎡の転用です。転用目的，その他，貸し建設用資材置き場となっております。申請理由は，借人は，建設業及び建設資材の販売を業とする株式会社で，借人により事業拡大の相談があり，造成を行い貸借したいということです。土地利用規制等につきましては，都市計画区域外，農振農用地外第2種農地（その他の農地）と考えます。金融機関の残高証明書も提出され，実現性はありと思われます。棟数・面積等につきましては，駐車場，資材置き場として○○○㎡となっております。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に，順位1について，担当調査委員の13番東委員の説明をお願いします。

(13番委員)はい，13番東です。議案第2号，農地法第4条申請の順位1の現地調査について説明いたします。この案件については，先般9月9日午前11時00分より濱脇会長，鮫島委員，平山推進委員，事務局，申請地の借人 株式会社○○代表取締役 ○○さん立会いの下，現地調査を実施いたしました。場所につきましては，○○から○○の方に中線をずっといくと，右側に○○○○のキビの精脱工場があります。そこから100m程行った左側の土地になります。白い防護柵で囲われた土地の隣です。この案件は，申請人が造成を行い，貸し資材置き場として転用を行うものです。借人は，建設業及び建設資材の販売を業とする株式会社であり，現在申請地の隣接地を借事業を行っています。事業拡大に伴い資材置き場が不足してきたので，申請人において造成を行った上で貸借を行うものであります。平成29年2月にも同地番の一部を貸借しています。申請地付近は，道路，山林，申請人所有の畑，資材置き場であり，転用によって被害を与える恐れはないと思われます。防護柵を設置し，盛り土を行うという計画書も添付されています。資金計画においても，金融機関の残高証明書も添付されております。現地で検討した結果，周辺への支障もないと思われます。委員の皆さんのご審議を宜しくお願いします。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局から補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号順位1については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第4条申請について」は、許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第3号「農地法第5条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の7頁をお開き下さい。議案第3号、農地法第5条申請順位1について説明いたします。譲受人、〇〇〇〇〇〇代表取締役 〇〇〇さん、住所 〇〇〇〇〇番地14。譲渡人、〇〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇〇番地2。申請地、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番2、地目畑、地積2,018㎡。転用目的といたしまして、斎場となっております。申請理由は、申請人は結婚式、葬儀に関する事業及び介護に関する業務を業とする株式会社であります。このたびの申請地を求め斎場を建設し業務を拡大したいというものです。土地利用規制等につきましては、都市計画区域内、農振農用地内の第1種農地（集落接続施設）と考えます。棟数・面積等につきましては、駐車場1,380㎡。斎場638㎡。計2,018㎡となっております。事業計画書の提出及び、金融機関の融資証明書も提出されており、実現性はありと思われるます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の14番濱脇が説明します。

議案第3号、農地法第5条申請順位1の現地調査について説明いたします。この案件につきましては、先般9月9日午前10時15分より、鮫島委員、平山推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇〇〇の代表取締役 〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施いたしました。場所につきましては、〇〇集落内の国道58号線沿いの〇〇〇〇〇〇の50mほど北側の国道に面した畑です。申請人は、結婚式、葬儀に関する業務、及び介護に関する業務等を業とする株式会社であります。このたび申請地を求めて斎場を建設し業務を拡大しようとするものです。申請地は国道に面しており、利便性が高いということで選定しております。また、周辺の農地

に被害が出ないように盛り土を行い、境にはブロック塀やフェンスの設置を行い、排水計画についても、合併浄化槽の設置を行うという被害防除計画も添付されております。資金計画についても、金融機関の融資証明書を添付されております。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われます。皆様のご審議の程、宜しく申し上げます。

現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありますか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(1番委員)はい。

(議長)1番委員申し上げます。

(1番委員)はい、申請地の周辺に農地がありますが、この農地の持ち主には斎場を建てる許可は取っているのでしょうか。

(事務局)はい、申請人の〇〇〇に確認をした所、説明を行い承諾は取っているようです。また、〇〇〇事業主にも説明は行ったと聞いております。

(議長)よろしいでしょうか。

(1番委員)はい。

(議長)他に質疑はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、8頁をお開き下さい。議案第3号、農地法第5条申請順位2について説明いたします。譲受人、〇〇〇さん、住所 中種子町増田〇〇〇番地。譲渡人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇番地1。申請地、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇番2、地目畑、地積701㎡。転用目的、農家住宅となっております。申請理由といたしまして、申請人の現在の住まいが、道路買収で立ち退きになるため、申請地を求め新しい住宅を建築したいというものです。土地利用規制等につきましては、都市計画区域外、農振農用地外の第2種農地（その他の農地）と考えます。棟数・面積等につきましては、住宅・倉庫で、〇〇〇㎡です。金融機関の残高証明書も提出されており、実現性はありと思われます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位2について、担当調査委員の5番杉浦委員の説明をお願いします。

(5番委員)はい、5番杉浦です。議案第3号、農地法第5条申請順位2の現地調査について説明いたします。この案件につきましては、先般9月9日午前10時40分より、鮫島委員、松下推進委員、平山推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施いたしました。場所は、〇〇海岸から県道中種子町方面に向かうと左側に〇〇バス停、右側に〇〇〇宅がありますが、その手前約30mを右に入った所になります。申請人は、現在の住まいが道路買収で立ち退きになるため、申請地を求め新しい住宅を建築したいというものです。申請地周辺は、道路、宅地、山林であり転用によって付近に被害を与えることはないと思われま。資金計画についても、金融機関の残高証明書を添付されており、排水計画についても、合併浄化槽を設置するという被害防除計画も添付されております。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われま。委員の皆さんのご審議を、宜しく申し上げます。

(議長)現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めま。これから採決しま。議案第3号順位1から順位2については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めま。したがって、議案第3号「農地法第5条申請について」は、許可することに決定しました。

次に日程第6、議案第4号、「非農地証明について」を議題としま。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の9頁をお開き下さい。議案第4号、非農地証明の順位1について説明いたします。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇番、地積10,471㎡となっております。申請人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇番地31です。申請理由といたしまして、土地登記簿の地目は畑であります。平成15年から耕地として利用せず、現況は山林となっております。委員

の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の14番濱脇が説明します。

議案第4号、非農地証明の順位1について説明いたします。この案件につきましては、先般9月9日午前10時00分より、鮫島委員、平山推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さんの妻の〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施いたしました。場所につきましては、国道58号線沿いの〇〇〇〇の倉庫から右の方へ町道を50m程行くと、〇〇〇〇さんの住宅があります。そこから左に30mほど渡った左側の圃場です。申請理由は土地登記簿地目は畑であるが、平成15年から耕地として利用せず現状は山林となっており、この申請となりました。耕作をしなくなって15年以上経っていることから、非農地が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議を宜しくお願いいたします。

現地に同行した委員・事務局から補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第4号順位1については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第4号「非農地証明について」は、許可することに決定しました。

次に、日程第7、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。本案について事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)はい、事務局です。資料の10頁をお開き下さい。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明いたします。件数1件、筆数2筆、変更面積3,388㎡、契約年数10年の合意解約であります。詳細につきましては、11頁と12頁に添付してあります。ご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号、「農用地利用集積計画の一部変更について」の件は、承認することに決定しました。

次に日程第8、承認第2号「農用地利用集積計画について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の13頁をお開き下さい。承認第2号、農用地利用集積計画について、説明いたします。令和元年9月30日を公告日とする利用権設定、所有権移転2件、筆数2筆、面積4,133㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細については、14頁から16頁に添付してあります。なお利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(1番委員)はい。

(議長)1番お願いします。

(1番委員)はい、1番永浜です。順位2は合意解約では2筆あるようですが、所有権移転では、1筆しかないのはなぜですか。

(議長)事務局お願いします。

(事務局)はい、事務局です。合意解約は2筆ではありますが、1筆については登記地目が山林であるため、現況を確認する必要があります。そのため、現況を確認してからということになっています。

(議長)よろしいでしょうか。他に質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画について」の件は、承認することに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和元年第26回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

令和 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者